一関市犯罪被害者等支援条例（素案）

（目的）

第１条　この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　犯罪等　犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

⑵　犯罪被害者等　犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。

⑶　市民等　市の区域内に居住、通勤、又は通学する者をいう。

⑷　事業者　市の区域内において犯罪被害者等を雇用する者その他の市の区域内で事業活動を行う者をいう。

⑸　民間支援団体　犯罪被害者等の支援を主たる目的として活動する民間の団体をいう。

⑹　関係機関等　国、岩手県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

⑺　二次被害　犯罪等による被害を受けた後に、周囲の者の無理解又は当該被害に係る配慮に欠ける言動、インターネット上の誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により犯罪被害者等に生じる精神的な苦痛、心身の不調、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

⑻　再被害　犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。

⑼　犯罪被害者等支援　犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。

（基本理念）

第３条　犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するとの認識の下に行われなければならない。

２　犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、当該支援により二次被害を生じさせることのないよう十分配慮して行われなければならない。

３　犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

４　犯罪被害者等支援は、市と関係機関等が相互に連携し、及び協力することにより行われなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、前条に定める基本理念にのっとり、国及び岩手県その他の関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

（市民等及び事業者の役割）

第５条　市民等及び事業者は、第３条に定める基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、二次被害及び再被害を生じさせることのないよう努めるものとする。

２　市民等及び事業者は、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

３　事業者は、犯罪被害者等である従業員がその被害に係る手続等に適切に関与することができるよう、就労、勤務、休暇等について十分配慮するよう努めるものとする。

（相談及び情報の提供等）

第６条　市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

２　市は、前項に規定する支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

（経済的負担の軽減）

第７条　市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害に伴う経済的負担の軽減を図るため、必要な支援を行うものとする。

（心身に受けた影響から回復するための日常生活の支援）

第８条　市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた心身への影響から回復し、日常生活を円滑に営むことができるよう、保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他必要な支援を行うものとする。

（安全の確保）

第９条　市は、犯罪被害者等の安全を確保するため、防犯に係る指導及び助言を行うとともに、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他必要な支援を行うものとする。

（居住の安定）

第 10 条　市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な支援を行うものとする。

（雇用の安定）

第 11 条　市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について事業者の理解を深めるとともに、犯罪被害者等の就労支援その他必要な支援を行うものとする。

（市民等及び事業者の理解の増進）

第 12 条　市は、市民等及び事業者が犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次被害及び再被害の防止を図るため、関係機関等と連携し、情報の提供、啓発活動その他必要な施策を行うものとする。

（教育活動の支援）

第 13 条　市は、学校、家庭及び地域社会において、犯罪被害者等への理解を深めるための教育活動を支援するものとする。

（民間支援団体に対する支援）

第 14 条　市は、民間支援団体が犯罪被害者等の支援を円滑に実施することができるよう、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

（委任）

第 15 条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、令和　年　月　日から施行する。